



鳥取県公報

令和8年5月22日（金）
第9791号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 大規模小売店舗に関する変更事項の届出（2件）（306・307）（企業支援課）・・・・・・ 2
- 土地改良区の定款の変更の認可（4件）（308～311）（農地・水保全課）・・・・・・ 3
- 漁船損害等補償法による普通損害保険付保義務の同意（312）（水産振興課）・・・・・・ 3

告 示

鳥取県告示第306号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和8年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
グンゼ開発倉吉商業施設 倉吉市福吉町1365-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
グンゼ開発株式会社 代表取締役 西村 仁宏 兵庫県尼崎市塚口本町四丁目8-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名
変更前 グンゼ開発株式会社 代表取締役 熊田 誠 兵庫県尼崎市塚口本町四丁目8-1
変更後 グンゼ開発株式会社 代表取締役 西村 仁宏 兵庫県尼崎市塚口本町四丁目8-1
- 4 変更年月日
令和8年4月1日
- 5 届出年月日
令和8年4月20日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
令和8年5月22日から4月間
- 8 縦覧の方法及び縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県中部総合事務所県民福祉局及び倉吉市経済観光部しごと定住促進課において縦覧に供する。
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第307号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和8年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール日吉津 西伯郡日吉津村大字日吉津1157
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 米山 学朋 東京都千代田区丸の内一丁目4-1
株式会社ひえづ物産 代表取締役 中田 達彦 西伯郡日吉津村大字日吉津1026-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名
変更前 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山 一也 東京都千代田区丸の内一丁目4-1
変更後 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 米山 学朋 東京都千代田区丸の内一丁目4-1

- 4 変更年月日
令和8年4月1日
- 5 届出年月日
令和8年4月24日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
令和8年5月22日から4月間
- 8 縦覧の方法及び縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び日吉津村総務課において縦覧に供する。
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第308号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、若土土地改良区の定款の変更を令和8年5月7日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第309号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、佐陀川右岸土地改良区の定款の変更を令和8年5月8日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第310号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、鴨ヶ池土地改良区の定款の変更を令和8年5月8日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第311号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、米子市石州府土地改良区の定款の変更を令和8年5月8日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第312号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、米子加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和8年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治